

要求拒絶及び嚴重抗議書

平成26年5月27日

通知人 谷口雅春先生を学ぶ会

被通知人 宗教法人「生長の家」

前略 当職は、通知人を代理して、被通知人に対して、以下のとおり、被通知人の不正かつ不当な要求を断固として拒絶するとともに、嚴重に抗議します。

1、被通知人は、平成26年5月14日付け書面（通知人に同月15日に到達）により、谷口雅春先生の書『實相』（以下「本件表示」という。）及び山根八春の制作に係るシンボルマーク（以下「本件表示」という。）について、通知人が本件表示及びを掲げて集会を主催すれば、同集会が被通知人の主催するものと誤認、混同されるおそれがあることは明らかであり、通知人の同行為は、不正競争防止法2条1項1号に該当する不正競争行為であるとして、通知人に対して、不正競争防止法3条に基づき、本件表示及びの集会等における使用を直ちに中止することを要求するとともに、今後、本件表示及びを通知人の宗教集会等において使用しないことを、書面をもって誓約すること及び上記の各要求に

対する通知人の回答を、2週間以内に被通知人代理人らに書面にて送ることを求め、上記期間中に然るべき回答が得られない場合には、やむを得ず法的措置を検討せざるを得ない旨を通知、主張しておられます。

2、通知人は、被通知人による要求を、以下の理由により、不正かつ不当な要求であるとして、断固として拒絶する旨を回答します。

3、通知人が、被通知人の各要求を拒絶する主要な理由は、次のとおりであります。

第一の理由は、被通知人の上記要求が憲法に保障された基本的人権のなかでも最も基本的な権利とされる「信教の自由」に対する重大かつ明白な侵害であるからであります。

憲法第20条第1項は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」と定めております。礼拝その他宗教上の儀式行事を行い、参加する権利は、「信教の自由」の主要内容である「宗教的行為の自由」として保障されるのであり、いかなる宗教団体も、国家の権力を行使して「信教の自由」を侵害することは、

憲法に違反する不正かつ不当な違法行為であります。

谷口雅春先生の『實相』の書は、谷口雅春先生の御教えを信奉する者にとっては、被通知人に所属するものであるか否かを問わず、宗教上及び信仰上の「礼拝の対象」であり特定の一宗教法人たる被通知人を示す単なる識別標章ではないことは、自明かつ周知のことであり、被通知人及びその被包括宗教団体における宗教上の最高規範である「生長の家教規」の第6章にも以下のとおり「礼拝の対象とするため『實相』の書を掲げる」と規定されていることから明らかです。

「 第6章 本尊

第6条 この宗教の本尊は生長の家の大神と仮に称するも、その教義にては生長の家とは「大宇宙」の別名なれば、大宇宙の本体者の応現又は化現とみとめられる。正しき宗教の救いの本尊たるものは如何なる名称の神仏もわが宗教の本尊として礼拝するのである。但しこの宗教には社殿、仏殿等を設けず、あらゆる宗教の本尊の奥にある「實相」(唯一の真理)を礼拝の対象とするため『實相』の書を掲げるものとする。」

通知人及び通知人を構成する会員のみならず、谷口雅春

先生のお説きになった正統な教義を信奉するため、事実上谷口雅春先生を否定している被通知人を退会した方々の数は、被通知人の組織に残留している会員よりも圧倒的に多いのではないかとも思料されますが、これらの方々の家庭や自主的な集会等では、自らが正当に所有する谷口雅春先生の書『實相』を「礼拝の対象」として掲げ、礼拝、祈り、神想観及び聖經読誦等の宗教行為が日々熱心に行われております。

このたびの被通知人の要求は、「礼拝の対象」である谷口雅春先生の『實相』の書を掲げて、宗教上の儀式行事を行い、参加することを、法的措置すなわち国家の権力を行使して禁圧しようとする行為であり、通知人及び通知人を構成する者のみならず、広く谷口雅春先生のお説きになった真理の教義を信奉する人の信教の自由に対する著しい侵害であり、このような憲法違反の違法行為を断じて許すことはできません。

第二の理由は、最高裁判所において確定した判例（最高裁平成17年（受）第575号名称使用差止等請求事件、民集60巻1号137頁）にあるとおり、不正競争防

止法の適用対象となる行為は「取引社会における事業活動」だけであり、本来的宗教活動は適用対象外であるからであります。

通知人は、月刊誌『谷口雅春先生を学ぶ』等により広く周知されているとおり、谷口雅春先生ご著作の聖典『生命の實相』等に示された正統な教義を広め、谷口雅春先生により定められた儀式行事を執行し、会員及び読者等の教化育成を行っている宗教団体であり、練成道場等の礼拝の施設を備えて、宗教法人法に基づき、所轄庁から宗教法人としての認証を受けるための準備手続き中の宗教団体であります。現在、法人税法に規定する収益事業は行っておらず、今後も収益事業を行う予定はありません。

従いまして、通知人の本来的宗教活動であります宗教集会等の儀式行事の執行は、上記最高裁判例の示すとおり不正競争防止法の適用対象外であります。

第三の理由は、通知人は、その主催する集会等を、あたかも被通知人が主催する集会等であるかのように誤認、混同させるような伝道活動等は全く行っておらず、被通知人が主張するような誤認、混同などが生じる余地は全くない

からであります。

被通知人が主張するように、通知人が主催する集会等を被通知人の主催であると詐称している事実が存在するといふのであれば、それを示す通知人の印刷物や宣伝チラシなどの証拠を示すべきであります。被通知人は虚偽の事実を述べているにすぎません。

以上の各理由により、通知人は、被通知人に対して、被通知人の上記各要求を断固拒絶するものです。

4、通知人として、被通知人及びその代理人らに対して、信教の自由に係る基本的人権の侵害及びその負担となりうる行為について、嚴重に抗議するものです。

早々

〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目13番1

号 第一生命館内

山近・矢作法律事務所

通知人 谷口雅春先生を学ぶ会

代理人 弁護士内田 智

電話 03-3216-3822

ファックス 03-3215-5400

〒 1 0 0 - 8 3 5 5 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 三 丁 目 3 番 1 号

新 東 京 ビ ル 6 階

中 村 合 同 特 許 法 律 事 務 所

被 通 知 人 宗 教 法 人 「 生 長 の 家 」

代 理 人 弁 護 士 田 中 美 登 里 先 生

同 弁 護 士 田 中 伸 一 郎 先 生

同 弁 護 士 相 良 由 里 子 先 生

同 弁 護 士 外 村 玲 子 先 生

契印
12-18

郵便物等配達証明書

受取人の氏名	中村合同特許法律事務所 弁護士 田中 美登里 様
お問い合わせ番号	145-59-99890-2 号
上記の郵便物等は、 26 年 5 月 28 日に配達しましたので、これを証明します。	

付銀印
26.5.28
12-18

日本郵便株式会社
銀座郵便局

二07370 (25・N01)

再生紙使用

郵便はがき



1 0 0 0 0 0 6

通信事務郵便

銀座郵便局

東京都千代田区有楽町一丁目一三番一 号
第一生命館内

山近・矢作法律事務所
辯護士 内田 智

様

【お問合せ先】

日本郵便株式会社 銀座郵便局
電話 03-3524-2145

